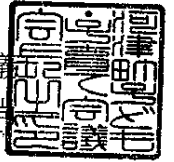


平成 30 年 10 月 19 日

河津町長 岸 重 宏 様

河津町子ども・子育て会議
会長 稲本 敏 尚



河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について(答申)

当会議では、諮問された『河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について』(以下、「施設整備計画」という。)及び『河津町子ども・子育て支援事業計画の策定について』(以下、「事業計画」という。)に関し、本町の将来を見据え、幅広い子育て支援施策について議論、検討を行いました。

施設整備計画については、本会議が平成 26 年8月に答申した『児童関連施設整備計画』(以下、「26 答申」という。)の再検討とともに整備場所、施設内容の議論、検討を進めました。

一方では、学校教育環境整備委員会(教育委員会所管)において「これからの小学校のあり方について」の協議が行われていることを踏まえ、学校教育環境整備と子育て支援施設との連携は必須かつ不可分であるとの考えから、子育て支援施設は、親の立場だけでなく子どもたちの目線に立ち、検討を進めました。

さらに、本町の出生数の将来動向を見据え、次代を担う子どもたちを健やかに安心して生み育てることができる施設のあり方について、候補地の検討及び施設内容の見直しのなかで議論、検討を行いました。

以上のとおり、二つの諮問のうち施設整備計画について、別添のとおり答申します。
(事業計画については、後日答申するものとします。)

子育て支援施設整備に係る答申書

平成30年10月

河津町子ども・子育て会議

【はじめに】

本会議は、平成 30 年 4 月 25 日付で「河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について」の諮問を受け、子育て支援施設の候補地及び施設内容について議論、検討しました。

26 答申の内容を再検証し、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、安心して子どもを生き育てることができることを基本目標として協議を行ってきました。特に 26 答申に含まれる『放課後児童クラブ』の機能について、次のとおり意見や課題が提起されました。

・放課後児童クラブは、学校との連携が図れる場所(学校敷地内)が望ましく、当面の定員増等への対応は、教育委員会の理解と協力を得て、学校施設(教室)の利用確保などを図るべきである。

・学校教育環境整備委員会での「小学校のあり方」について協議が行われており、答申が出されていない中、候補地の選定することは大変難しい。

・施設の整備だけでなく、人材確保などの運営体制の整備、学校から施設への移動における安全確保が必要である。

こうしたことから、『放課後児童クラブ』は、「小学校のあり方」の答申の方向に沿い、小学校敷地内で運営ができるよう整備を望みます。

以上により、子育て支援施設は子育て支援センター機能を主としたコンパクトな施設とし、交通の利便性がよく保護者が利用しやすく、安全性の観点からも公共機関や公共施設と近接した場所への施設整備を目指すべきとの結論に至り、次のとおり整備場所、施設内容、施設運営についての方向を答申します。

【整備場所】

候補地の選定は、施設規模から面積確保が可能と思われる場所(町有地を含む)町内 18 箇所を抽出し、それぞれについて検討、協議を行いました。

地域ぐるみで子育てが可能であり、にぎわいづくりにも寄与できることを前提として、次のような視点で箇所選定にあたりました。

のびのびと安全に安心して利用できること、自然環境にも触れることができること、既存の公共施設等との連携ができること、町有地の有効活用を図ること、立地的に利便性があることなど様々な意見を検討しながら候補地の選定を進めました。

その結果、具体的には、次の4点を評価基準として検討しました。

- ①安全安心性の確保
- ②公共施設等との連携
- ③財政負担の軽減化
- ④地理的利便性の確保

◆評価基準

| 評価項目 | 具体的な評価内容 |
|------------|---|
| ① 安全安心性 | ・津波、土砂災害、河川浸水区域等の危険区域からの除外 ・人的なセキュリティ(保安、救護等)の確保 ・災害時の保護者への引渡しの確保 |
| ②公共施設等との連携 | ・共有、共同利用のスペースの確保 ・駐車場、会議室等の相互利用の可能性 |
| ③財政負担 | ・町有地の積極的な活用の可能性 ・既存施設の利用推進(改修等)の可能性 |
| ④地理的利便性 | ・駅、商業地等のまち中心部に近い立地 ・交通利便性(アクセス)の確保 |

上記の評価基準から下記の2箇所を候補地として選定し、評価しました。

◆候補地及び選定評価

| 候補地 | 安心安全性 | 公共施設等との連携 | 財政負担 | 地理的利便性 |
|-----------|-------|-----------|------|--------|
| 田中① 役場周辺 | ○ | ◎ | ○ | ◎ |
| 田中② 中学校周辺 | ○ | ◎ | ○ | ◎ |

※学校教育環境整備委員会での「小学校のあり方」についての答申内容等により、選定評価の見直しが必要な場合があります。

以上の評価から、候補地として2箇所を選定しましたが、運営体制をはじめその他の様々な観点からさらなる検討を進め、一日でも早い施設整備ができることを望みます。

【施設内容】

26 答申では、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等の複合的かつ多機能型施設として答申しています。しかし、将来的な出生数の動向やはじめに述べた学校教育環境整備委員会での「小学校のあり方」の協議経過等を考慮し検討しました。

そのため施設整備における基本方針として、児童館機能は縮小または利用変更すること、2階建てまでとし利用者が使いやすかつ敷地内の防犯対策に配慮することを加えることなど前回答申内容を踏まえ以下の点に配慮すべきと考えます。

1) 地域木材の積極的な利用

内装材には安らぎ、優しさ、ぬくもりを感じることができる木材の積極的な利用を図る。

2) 安全確保のための部屋レイアウト

利用者(子ども)の行動を効果的に見守ることができる室内配置に配慮する。

衝撃吸収材の導入など利用者(子ども)の安全を図る。

3) 安全素材の導入

シックハウス症候群等の原因となる建材利用には十分留意する。

4) 多目的利用(可変利用)への対応

鉄骨造等により大空間を確保し、可動式間仕切りの採用など多目的利用に対応したスペース(部屋)の確保を図る。

5) 自然環境の活用

周辺の自然環境の利用や自然の採光や換気などに配慮する。

具体的な機能別の施設内容は次のとおりです。

(1) 子育て支援センター施設

| No. | 室名 | 用途 |
|-----|-----------|---|
| 1 | 保育室1 | 一時預かり保育利用スペース 保育室2と仕切りは可動式で相互に利用可能とする。 |
| 2 | 保育室2 | 子育てサロンスペース 保育室1と仕切りは可動式で相互に利用可能とする。 |
| 3 | 授乳室 | 授乳やおむつ替え等スペース 保育室1・2に併設し利用しやすさを確保する。 |
| 4 | 沐浴・子どもトイレ | 子ども専用トイレ、沐浴スペース |

(2) 児童館施設

| No. | 室名 | 用途 |
|-----|---------|---|
| 1 | 創作活動室 | 工作体験活動、異世代間の交流スペース |
| 2 | ボランティア室 | 中学生、高校生や各種団体などがボランティア活動のための準備、打合せスペース |
| 3 | 多目的ホール | 就学児や未就学児が自由に遊べるスペース 集会、発表会やダンスなどで自由に遊べるスペース ほふくコーナー、絵本等の図書コーナーを併設 |

(3) 共用施設

| No. | 室名 | 用途 |
|-----|---------|--|
| 1 | 事務室・静養室 | 利用者の受付、事務を行うスペース 容態の不安定な児童を見守ることが出来る静養室を設ける 給湯室、静養室、職員休憩 |
| 2 | 更衣室 | 職員更衣室 |
| 3 | 応接・相談室1 | 子育てに関する相談を個別に受けるスペース 事務室に隣接した部屋を確保 |
| 4 | 応接・相談室2 | 子育てに関する相談を個別に受けるスペース 事務室に隣接した部屋を確保 |
| 5 | 調理室 | 料理教室やおやつ作りの場としてのスペース |
| 6 | 図書室 | 子どもや親子が自由に、本を読むスペース (文化の家のサテライト図書館) |
| 7 | トイレ | 男女用トイレ、多目的トイレを配置 ベビーシート、ベビーチェアを設置 |
| 8 | 倉庫1 | 遊具などを収納できるスペース 多目的ホールに隣接し、遊具等の収納 |
| 9 | 倉庫2 | 掃除用具、備品、災害時の備蓄品や会議用の机、椅子も収納できるスペース |
| 10 | 玄関ホール | 作品展示やゆっくりくつろげるスペース ベビーカーの置き場確保 |

(4) その他施設

| No. | 室名 | 用途 |
|-----|-------|--|
| 1 | 子ども広場 | 乳幼児、幼児、小学生が外遊びできるスペース 遊具設置、親水広場、子どもたちが敷地外へ出ない工夫 |
| 2 | 駐車場 | 利用者の駐車スペース |

【施設運営】

これらの施設機能を有効かつ機能的に活用するには、施設の維持・管理だけでなく、子育て支援事業の企画立案などを推進するため、資格やノウハウを持つ人材(団体)の確保や育成が必要と考えます。

また、運営母体の検討とともに、ハード・ソフトの両面において子育て世代だけでなく幅広い町民により支える運営が必要と考えるので、次のとおり地域との支えあい連携について例示します。

- 1 住民と行政と共同による活用
 - 1) 住民が事業やプログラムに参画する事業運営
 - 2) ボランティアに関心のある地域住民が子育て支援活動を通じて生きがいを実感できる場の提供
- 2 民間団体や関係機関と連携した運営
子育てや児童育成の団体や関係機関と連携することによる、専門性の高いプログラムの提供
- 3 地域ぐるみの子育て支援
地域で子育て支援を行う団体への場の提供や地域と連携した事業の展開
- 4 子育て支援者の育成
子育て経験者や子育てに関心のある方々への研修や講座の場の提供による子育て支援者の育成
- 5 運営協議会の設置
施設の適正な運営を図るため、行政、児童委員、子どもの育成を図る地域の関係者、学識経験者などを委員とする運営協議会の設置による効率的・効果的な運営

【 資 料 】

| | |
|------------------|-----|
| 諮問書 | 7頁 |
| 河津町子ども・子育て会議委員名簿 | 8頁 |
| 河津町子ども・子育て会議設置要綱 | 9頁 |
| 委員会における検討内容 | 11頁 |

健 第 270 号
平成30年4月25日

河津町子ども子育て会議委員 様

河津町長 岸 重 宏



河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について（諮問）

少子高齢化の急速な進行による、地域社会の活力の低下、子どもを生み育てることに対する意識等の変化に対応するため、子育てしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次世代を担う子どもが健全に成長できる社会としていくことが、町にとって重要な役割であると考えております。

貴委員会より平成26年8月27日に児童関連施設整備計画に係る答申書の提出をいただき、答申内容を踏まえつつ、文化ホール等との複合施設にて子育て施設の建設をすすめていましたが、ご承知のとおり複合施設としての建設は実施に至っておりません。

しかし、子育て支援の場を求める声を多くいただいております。町では、定住促進や活力あるまちづくりには、子育て支援施設は必要と考えます。そこで、ここ数年の少子化の波を考慮しつつ、将来に向かった子育て関連施設の整備について次の事項を諮問いたします。

- 1 児童関連施設整備計画の見直しを含めた子育て支援施設の内容
- 2 施設建設候補地の選定

河津町子ども・子育て会議委員名簿

| | 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|-------------|----------|--------|-------------|
| 1 | 教育委員会 | 教育長職務代理者 | 福司 康人 | 要綱第3条 1号 |
| 2 | 学識経験者 | | 稲本 敏尚 | 1号 |
| 3 | 学識経験者 | | 長田 三枝子 | 1号 |
| 4 | 民生委員児童委員協議会 | 主任児童委員 | 稲本 温代 | 2号 |
| 5 | PTA連絡協議会 | 会長 | 坂内 広明 | 3号 |
| 6 | わかば保育園 | 園長 | 織田 恒孝 | 4号 |
| 7 | わかば保育園 | 理事長 | 後藤 惇 | 4号 |
| 8 | さくら幼稚園 | 園長 | 竹内 佐紀子 | 4号 |
| 9 | 社会福祉協議会 | 事務局長 | 土屋 雅之 | 5号 |
| 10 | 子供会世話人連絡協議会 | 会長 | 三木 孝一 | 5号 |
| 11 | かわづっこ子育てねっと | 代表 | 鈴木 雅孔 | 5号 |
| 12 | くれよんくらぶ | 代表 | 石橋 ひろみ | 5号 |
| 13 | 放課後児童クラブ | 支援員 | 長田 江美 | 5号 |
| 14 | 町校長会 | 会長 | 黒田 英津子 | 6号 |

(設置)

第 1 条 本町における子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援その他の子育て環境の整備(以下「子育て環境の整備」という。)に関する施策及び少子対策を総合的に推進するため、河津町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 河津町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子育て環境の整備に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 少子対策の総合的な検討並びに少子対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(構成)

第 3 条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 主任児童委員
- (3) 河津町 P T A 連絡協議会代表
- (4) 町内保育園及び幼稚園の代表
- (5) 児童育成活動に関与するボランティア団体代表
- (6) 町内小学校教員代表
- (7) 町職員
- (8) その他町長が必要と認める者

2 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会議に、特別の事項に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会議に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会議及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の河津町児童関連施設整備検討委員会設置要綱第3条の規定により委嘱されている委員は、第3条の規定により委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員及びこの要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成30年要綱第12号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

委員会における検討内容

| | 日 時 | 場 所 | 協 議 内 容 |
|-----|---------------------|-------------|--|
| 第1回 | H30. 4. 26 15時～ | 第2会議室 | (1)町の現状について (2)保育事業について (3)子ども・子育て支援事業計画について (4)今後の予定について (5)その他 |
| 第2回 | H30. 5. 28 15時～ | ふれあい ホール | (1)施設候補地について (2)施設内容について (3)子ども・子育て支援事業計画について (4)その他 |
| 第3回 | H30. 7. 30 15時～ | ふれあい ホール | (1)施設候補地及び施設内容について (2)子ども・子育て支援事業計画について ①一時預り事業について ②未就学児の教育・保育体制について (3)今後のスケジュールについて |
| 第4回 | H30. 10. 16 15時～ | ふれあい ホール | (1)子ども・子育て支援事業計画について (2)子育て支援施設の答申について (3)今後のスケジュールについて |